

資料32 (p95関連) 標準駐車場条例と駐車場条例の改正推移

改正経過	制 度 の 概 要			
昭和35年8月 駐車場整備地区	都市計画決定 (市決定・35.8.20)		[概ねの区域] 御池通～河原町通～五条通～堀川通 三条通～大和路～団栗橋～河原町通	
昭和35年4月 京都市駐車場条例 の制定 同年11月1日 施行	駐車場整備地区及び周辺区域 (駐車場整備地区を取り囲む区域)		約833%	その他の地域
	特 定 用 途		非特定用途	特 定 用 途 非特定用途
	建物の延床面積3,000㎡以上		(規制無)	(規制無) (規制無)
	附置義務台数の基準 (3,000㎡を超える部分の面積当たり)			
	劇場・映画館・演芸場・展示場・観覧場・公会堂・集会場・キャバレー・舞踏場・遊技場・ホテル・旅館・料理店・百貨店・放送事業施設等	事務所・店舗・新聞事業施設	400㎡/台	500㎡/台
昭和38年8月 標準駐車場条例 の制定	駐車場整備地区、商業地域		周辺地区又は自動車輻輳地区	
	特 定 用 途	非 特 定 用 途	特 定 用 途	非特定用途
	建物の延床面積2,000㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	(規制無)
	附 置 義 務 台 数 の 基 準			
	2,000㎡以上の面積当たり 300㎡/台	3,000㎡以上の面積当たり 450㎡/台	3,000㎡以上の面積当たり 450㎡/台	
平成2年6月 標準駐車場条例 の改正 (改正箇所)	駐車場整備地区、商業地域、 <u>近隣商業地域</u>		周辺地区又は自動車輻輳地区	
	特 定 用 途	非 特 定 用 途	特 定 用 途	非特定用途
	建物の延床面積1,500㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	(規制無)
	附 置 義 務 台 数 の 基 準 (足 切 り の 廃 止)			
	百貨店・店舗・事務所 200㎡/台	その他 250㎡/台	450㎡/台	250㎡/台
	6,000㎡未満の建物には緩和措置、大規模事務所には大規模減			
平成3年3月 京都市駐車場条例 の改正 同年10月1日施行 全面的改正 ・区域の拡大 ・附置義務強化 (注)面積8年5月	駐車場整備地区、 <u>及び商業地域</u> 、 <u>近隣商業地域</u>		周辺地区 (上の地域以外で第1種及び第2種 低層住居専用地域を除いた区域)	
	①約305% ②約671% ③約928% 計約1,904%		約9,462%	
	特 定 用 途	非 特 定 用 途	特 定 用 途	非特定用途
	建物の延床面積1,500㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	建物の延床面積3,000㎡以上	(規制無)
	附 置 義 務 台 数 の 基 準			
	1,300㎡以上の面積当たり 200㎡/台	2,700㎡以上の面積当たり 300㎡/台	2,750㎡以上の面積当たり 250㎡/台	
	大規模特例 (事務所)		住居は除く	大規模特例 (事務所)
平成3年11月 標準駐車場条例 の改正 部分改正 (改正箇所)	駐車場整備地区、商業地域、 <u>近隣商業地域</u>		周辺地区又は自動車輻輳地区	
	特 定 用 途	非 特 定 用 途	特 定 用 途	非特定用途
	建物の延床面積1,500㎡以上	建物の延床面積2,000㎡以上	建物の延床面積2,000㎡以上	(規制無)
	附 置 義 務 台 数 の 基 準			
	百貨店・店舗・事務所 200㎡/台	その他 250㎡/台	450㎡/台	250㎡/台
	6,000㎡未満の建物には緩和措置、大規模事務所には大規模減			
平成6年1月 標準駐車場条例 の改正 追加改正	荷捌き用駐車施設の附置義務 (新設)			
	駐車場整備地区、商業地域、 <u>近隣商業地域</u>		周辺地区又は自動車輻輳地区	非特定用途
	建物の延床面積2,000㎡以上		建物の延床面積3,000㎡以上	(規制無)
	附 置 義 務 台 数 の 基 準			
	百貨店・店舗 2,500㎡/台	事務所 5,500㎡/台	倉庫 2,000㎡/台	その他の特定用途 3,500㎡/台
	6,000㎡未満の建物には緩和措置		特定用途 7,000㎡/台	
	・荷捌きのための駐車施設の台数は、従前 (一般) の附置義務台数に含めることができる ・その他 駐車部分の規模 一般の部分 幅 2.3m以上、奥行 5.0m以上 (本市の基準も同等) 荷捌き部分 幅 3.0m以上、奥行 7.7m以上、はり下高さ 3.0m以上			

資料 3 3 (p 9 5 関連) 中高層条例等

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例

平成 11 年 4 月 1 日

条例第 1 号

(特定共同住宅に係る指導)

第 15 条 市長は、特定共同住宅の建築に係る紛争を未然に防止し、安全で快適な住環境の保全及び形成を図るため必要があると認めるときは、当該特定共同住宅の建築主に対し、次の各号に掲げる事項に関し、別に定める基準に従い、必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

- (1) 特定共同住宅の建築計画に関すること。
- (2) 特定共同住宅の管理に関すること。
- (3) 自動車等の駐車場の設置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則

平成 11 年 4 月 23 日

規則第 2 号

(自動車等の駐車場の設置に関する基準)

第 12 条 条例第 15 条に規定する別に定める基準で同条第 3 号に掲げる事項に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住戸の数以上の台数の自転車を駐車させることができる規模の施設を特定共同住宅の敷地内に設置すること。
- (2) 特定共同住宅の居住者の利用に供するため、別表第 2 に掲げる台数以上の自動車（駐車場法第 2 条第 4 号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を駐車させることができる規模の施設を当該特定共同住宅の敷地内に設置すること。ただし、当該特定共同住宅の敷地の過半が近隣商業地域又は商業地域にあるときは、当該施設のうち、同表に掲げる台数の 2 分の 1 に相当する台数（当該台数に 1 台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）以下の自動車を駐車させる部分を当該敷地以外の場所に設置することができる。
- (3) 特定共同住宅の利用者等の利用に供するため、住戸の数が 30 以下のときは 1 台以上、住戸の数が 30 を超えるときは 1 に超える住戸の数 20 までごとに 1 を加えた台数以上の自動車を駐車させることができる規模の施設を設置すること。

別表第 2（第 12 条関係）

区 分	住 戸 の 数	台 数
第 1 種低層住居専用地域	15 又は 16	3
第 2 種低層住居専用地域	17 以上 20 以下	4
	21 以上 24 以下	5
	25 以上 28 以下	6
	29	7
	30 以上 49 以下	住戸の数に 10 分の 3 を乗じて得た数
	50 以上	住戸の数に 10 分の 4 を乗じて得た数
第 1 種中高層住居専用地域	15 又は 16	2
第 2 種中高層住居専用地域	17 以上 23 以下	3
第 1 種住居地域	24 以上 28 以下	4
第 2 種住居地域	29	5
準住居地域	30 以上 49 以下	住戸の数に 10 分の 2 を乗じて得た数
準工業地域	50 以上	住戸の数に 10 分の 3 を乗じて得た数
工業地域		
近隣商業地域	50 以上	住戸の数に 10 分の 2 を乗じて得た数
商業地域		

備考 1 特定共同住宅の敷地がこの表の区分の欄に掲げる地域の 2 以上にわたる場合に

おいては、当該敷地は、その過半が属する地域にあるものとする。

2 台数の欄に掲げる数値に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げる。